

○久喜市個人情報保護条例

平成22年3月23日

条例第13号

改正 平成27年10月1日条例第34号

平成28年3月25日条例第11号

平成29年9月28日条例第27号

平成30年3月9日条例第3号

令和3年10月4日条例第30号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第12条）

第3章 実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等の請求等（第13条—第26条）

第4章 事務の委託等及び事業者が保有する個人情報（第27条—第32条）

第5章 雑則（第33条—第37条）

第6章 罰則（第38条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で明らかに当該事業に専属すると認められるものを除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市の公文書館、郷土資料館及び図書館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することがで

きるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(11) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(12) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(13) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第24条第3項において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、当該実施機関が保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職員の義務)

第4条 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるものとする。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又はあらかじめ、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会

(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、実施機関が事務事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを収集するとき。
- (4) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。
- (5) 国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）において又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 所在不明その他の事由により、本人から収集することができないとき。
- (7) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第7号又は第8号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 法令その他の定めに基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第1号の規定による収集がなされたものとみなす。

(個人情報取扱事務の届出等)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人が検索し得る形で個人情報が記録された公文書

を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の収集対象者
- (4) 個人情報の主な収集等の方法
- (5) 個人情報の記録の項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 国等の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (2) 市の機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務若しくは福利厚生その他これらに準ずる事項が記録されたもので実施機関が定めるもの

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

4 市長は、届出事項に係る目録を作成し、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、当該実施機関の内部若しくは実施機関相互において保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項、第10条、第11条第1項及び第33条第1項において同じ。)を利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものに保有個人情報を提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした保有個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるときを除き、通信回線を用いた電子計算機又は電子計算機の端末機の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。）による実施機関以外のもの

のへの保有個人情報の提供をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定により通信回線を用いた電子計算機又は電子計算機の端末機の結合を行った場合において、市民の基本的人権が不当に侵害されるおそれが生じたときは、当該結合の停止及びその他の必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による措置を講じたときは、審議会に報告しなければならない。

(正確性及び安全性の確保)

第12条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため個人情報管理責任者を置くとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとする。
- (2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報(別に定めがある場合を除く。)を、速やかにかつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。

第3章 実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等の請求等

(開示請求)

第13条 市民は、実施機関に対し、自己の保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者等の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

(開示しないことができる保有個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているもの
- (2) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外のものに関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な利益を侵すおそれのあるもの
- (3) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する保有個人情報であつ

て、開示することにより、当該事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

- (4) 検査、監査、指導、取締り、交渉、争訟その他の事務事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの
- (5) 事務事業の審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の過程に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (6) 開示することにより、個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 国等の機関との間における協議、協力等により作成し、又は入手した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号に該当する保有個人情報とそれ以外の保有個人情報とからなる場合において、これらの保有個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同条各号に該当する保有個人情報の部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(開示請求の方法)

第16条 第13条第1項の規定により開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理権を有する者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、

不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否を決定しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、第16条第1項の開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）、又は一部について開示しないときは、その理由を併せて通知しなければならない。

5 開示請求に係る公文書に市及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

6 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施及び方法)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報の開示を決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 前条第3項の規定による通知により開示することとされた保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該請求に係る保有個人情報の本人又はその代理権を有する者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) フィルム 視聴、閲覧又は写しの交付（写しの交付については、マイクロフィルムに限る。）

(3) 電磁的記録 視聴、閲覧又は写しの交付等で、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

(開示請求及び開示の特例)

第20条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第16条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第16条第2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、実施機関が別に定める方法により、開示するものとする。

(訂正、削除及び中止等の請求)

第21条 市民は、自己の保有個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己の保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 市民は、自己の保有個人情報について第6条の規定による制限を超え、又は第7条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集し、若しくは取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己の保有個人情報の削除を請求することができる。

3 市民は、自己の保有個人情報について第9条第1項の規定によらないで目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 市民は、自己の保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

5 市民は、自己の保有個人情報が第9条の3の規定に違反して提供されているときは、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる。

6 第13条第2項の規定は、保有個人情報の訂正、削除若しくは目的外利用等の中止又は利用の停止若しくは消去若しくは提供の停止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

（訂正をしないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、訂正の請求に係る保有個人情報について、訂正の権限がないとき、その他訂正をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正をしないことができる。

（訂正等の請求の方法）

第23条 第21条の規定により訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、実施機関に提出しなければならない。この場合において、訂正の請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添えなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等を請求する箇所及び内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、訂正等の請求の方法について準用する。

（訂正等の請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正等の請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正等の請求を受けた日から起算して30日以内に、当該訂正等の請求に対する可否を決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正等をした上、

訂正等の請求をした者に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことの決定をしたときは、訂正等の請求をした者に対し、速やかに当該決定の内容及び理由を書面により通知しなければならない。
- 5 第18条第2項及び第5項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第25条 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求の不作为に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第25条の2 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作为について、審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者又は訂正等の請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者
が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第25条の3 第18条第6項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）
を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の申出）

第26条 市民は、実施機関が行った個人情報の取扱いについて苦情があるときは、当該実施機関に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 実施機関は、前項に規定する苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

第4章 事務の委託等及び事業者が保有する個人情報

（事務の委託等）

第27条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、保有個人情報の保護を図るため、保有個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

- 2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に対し、指定管理者が保有する個人情報であって当該指定管理者が管理を行う公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理に関するもの（以下「指定管理者個人情報」という。）の保護を図るため、指定管理者個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（受託者の責務等）

第28条 受託者は、実施機関から受託した事務（以下「受託事務」という。）の範囲内で、保有個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、指定管理者個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。
(受託事務従事者の義務等)

第29条 受託事務に従事している者又は従事していた者は、受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 指定管理者個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た指定管理者個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
(事業者の責務)

第30条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者に対する措置)

第31条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するように勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が正当な理由なく第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき、又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該事業者の意見を聴かなければならない。

(市が出資する法人の責務)

第32条 事業者のうち市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関の施策に留意し、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 雑則

(他の制度との調整等)

第33条 法令その他の定めにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報の閲覧若しくは写しの交付を求め、又は訂正等を請求することができるときは、その定めるところによる。

2 この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
(費用負担)

第34条 保有個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(国等との協力)

第35条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国等の機関に対し、個人情報の保護に関し協力を求めることができる。

(実施状況の公表)

第36条 市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく保有個人情報の開示等の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し、実施機関が保有する個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第38条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第39条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不

正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、合併前の久喜市個人情報保護条例（平成11年久喜市条例第2号）、菖蒲町個人情報保護条例（平成14年菖蒲町条例第19号）、栗橋町個人情報保護条例（平成13年栗橋町条例第22号）又は鷲宮町個人情報保護条例（平成12年鷲宮町条例第25号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の適用を受けることとされていた個人情報及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した個人情報について適用する。

(承継された合併前の個人情報の任意的な開示等)

- 3 実施機関は、合併前の久喜市、菖蒲町、栗橋町又は鷲宮町から承継された個人情報でこの条例の適用を受けないものについて開示等の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 4 第34条の規定は、前項の規定による個人情報の開示等について準用する。

(経過措置)

- 5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成27年10月1日条例第34号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号

において規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の久喜市個人情報保護条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第18条第1項の決定若しくは第24条第1項の決定（以下この項においてこれらを「決定」という。）又は第13条の規定による請求若しくは第21条第1項から第5項までの請求（以下この項においてこれらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月9日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年久喜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

- 3 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成22年久喜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年10月4日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

